

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 31(オ)977	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	請求異議	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 33 年 1 月 23 日	原審裁判年月日	昭和 31 年 7 月 11 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 12 卷 1 号 96 頁		

判示事項	解約申入に基く賃貸家屋明渡の判決確定後における正当事由の消滅と従前の賃貸借に及ぼす効力
裁判要旨	正当事由による解約申入に基いて賃貸家屋の明渡を命ずる判決が確定した後その正当事由が消滅しても、これによつて従前の賃貸借が当然復活し、または明渡請求権が当然消滅するものではない。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告人の上告理由について。	
借家法一条の二の正当事由があつて、これによる解約申入が有効になされた旨の確定判決があつた以上、その後該事由が消滅したとしても、従前の賃貸借が当然に復活し又は明渡請求権が当然消滅するものでない旨の原判示は、正当であつて、原判決には所論の違法は認められない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。	
(裁判長裁判官 斎藤悠輔 裁判官 入江俊郎 裁判官 下飯坂潤夫)	

※参考：判例タイムズ 79 号 92 頁